

奈良県告示第百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、旗尾土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年七月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	松原 秀忠	香芝市上中二九二―二
〃	山本 一男	〃 二九四
〃	牧浦 祥隆	北葛城郡上牧町大字上牧三五六
〃	山本 清	〃 三一
〃	坂口 和雄	香芝市今泉七七七
〃	巽 弘文	〃 北今市六丁目四八七
〃	中村 昌平	〃 〃 三九七
〃	宮城 康次	〃 〃 四丁目一九九―一
〃	山中 伸晃	〃 〃 七丁目三〇六―一
〃	吉村 増雄	〃 〃 三〇〇―一
〃	喜多 成典	〃 高九四
〃	黒松 延次	〃 〃 一一―二
〃	石橋 重夫	〃 〃 一四
〃	松井 進	〃 〃 一七
監事	中岡 一晃	〃 上中三五四―一
〃	松井 和則	〃 高四
〃	辻本 彰	北葛城郡上牧町大字上牧三六三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	喜多 成典	香芝市高九四
〃	黒松 延次	〃 〃 一一―二
〃	松井 進	〃 〃 一七
〃	黒松 宏允	〃 〃 五四
〃	山本 貢	〃 上中二九七

〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
吉村	松井	青木	吉村	山中	宮城	中村	巽	青木	辻本	坂口	中岡
勝昭	和則	重雄	増雄	伸晃	康次	昌平	弘文	ケイ子	隆	和雄	隆詞
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	香芝市北今市六丁目四八七	〃	北葛城郡上牧町大字中筋出作七五一一	〃	〃
上中三三五	高四	三丁目一七九一一一一	〃	七丁目三〇六一一	四丁目一九九一一	〃	〃	〃	〃	今泉七七七	三七三一一
			三〇〇一一			三九七		一〇二一一			